

令和 8 年度

事業計画書

在宅介護支援センターはくちょう

令和 8 年度 在宅介護支援センターはくちょう事業計画

1、 目的

介護保険法に従い、ご契約者からの依頼を受けて、ご契約者の心身の状況や置かれている環境、さらにご契約者及びご契約者の家族の希望等を勘案して、居宅介護サービス計画及び介護予防サービス計画を作成します。また、その計画に基づき、各サービスの提供が確保されるよう各事業所と連絡調整をし、ご契約者が介護福祉・保険施設の入所を希望された場合は、介護福祉・保険施設への紹介等その他の便宜の提供を行います。

設置主体及び名称（事業所指定番号）

社会福祉法人 姫路社会福祉事業協会
在宅介護支援センターはくちょう
介護保険番号 2874001072

2、 施設の種類

居宅介護支援事業所 ・平成 12 年 4 月 1 日指定

3、 利用対象者

要介護認定において、要支援・要介護と認定された方 事業対象者

4、 利用定員

45 件未満(介護予防支援は 1/3 件として換算し、利用定員に含む)

5、 通常事業の実施区域

この事業の実施地域は、姫路市（家島町は除く）・たつの市とする

6、 営業日及び営業時間

営業日 月曜日～金曜日（祝祭日を含む（12 月 30 日～1 月 3 日は除く）
サービス提供時間 8：30 ～ 17：00

7、 令和 8 年度重点課題

① 安心して在宅生活が続けられる環境づくりを目指して、積極的な家族支援を図る。

- ② 独居生活者の支援体制強化を図る。
- ③ 認知症利用者の家族・地域への理解向上を目指し、各関係機関との連携強化を図る。
- ④ 医療機関との連携強化により、住み慣れた地域での生活が継続出来るよう支援する。
- ⑤ 定期的な内部研修会・事例検討会の実施と、他法人及び地域包括支援センターとの共同での気づきの事例検討会の開催や外部研修などへの積極的な参加により職員の資質向上をめざす。

- ・目的

豊かな知識を身につけ「内省的学習」と「ケアマネの仕事の理解」の重要性を再認識する

- ・目標

対人援助職者としてケアマネージャーの仕事を振り返り実践者に求められる「価値」「知識」「技術」を整理し、ケアマネジメントの実践力を身につける。

- ・内部研修予定

研修月	研修内容
4月	・報酬改定に関する研修 ・(感染症対策委員会)
5月	・倫理及び法令遵守に関する研修
6月	・(虐待防止検討委員会・身体拘束適正化委員会)
7月	・身体拘束適正化及び虐待防止に関する研修
8月	・ケアマネジメントについて
9月	・感染症予防及び感染症対策に関する研修 ・(虐待防止検討委員会・身体拘束適正化委員会)
10月	・認知症及び認知症ケアに関する研修 ・(感染症対策委員会)
11月	・プライバシーの保護の取り組みに関する研修
12月	・感染症及び災害にかかる業務継続計画の内容検討と共有 ・(虐待防止検討委員会・身体拘束適正化委員会)
1月	・感染症・大規模災害が発生した場合の行動訓練(シュミレーション)
2月	・身体拘束適正化に関する研修
3月	・(虐待防止検討委員会・身体拘束適正化委員会)

- ⑥ 実習生の受け入れを行い、後進の指導にも力を注ぐ。
- ⑦ 姫路市地域包括支援課・各地域包括支援センターとの情報の共有を図る。

8、 職員の配置状況

職 種	現 員
1. 事業所長（管理者）	1名（兼務） （主任介護支援専門員）
2. 介護支援専門員	1名 （内主任介護支援専門1名）

9、 各委員会の設置

- ・虐待防止検討委員会 身体拘束適正化委員会
 虐待防止担当者 依田千明
 委員会開催は6月 9月 12月 3月の予定とし、必要があれば都度開催する
 委員会には、管理者及び虐待防止担当者が必ず出席する
 虐待防止検討委員会・身体拘束適正化委員会を一体的に運営する

- ・感染症対策委員会
 感染症対策担当者 依田千明
 委員会開催は 4月 10月の予定とし、必要があれば都度開催する
 委員会には、管理者及び感染症対策担当者が必ず出席する